議事 (1)

大阪地域森林計画の変更について

地域森林計画と今回の変更内容について

1 地域森林計画について

森林・林業基本計画に示された目標等を実現するため、森林法第5条に基づき、都道府 県知事が、全国森林計画に即し、森林計画区内の民有林について、5年ごとに樹立する 10年を1期とする計画。(市町村が樹立する市町村森林整備計画の規範となる計画)

[地域森林計画において掲げる事項](森林法第5条第2項の引用)

- 一 その対象とする森林の区域
- 二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)
- 四 造林面積その他造林に関する事項
- 五 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- 六 公益的機能別施業森林の区域(以下「公益的機能別施業森林区域」という。)の基準 その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- 七 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
- 八 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の 合理化に関する事項
- 九 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域 (以下「鳥獣害防止森林区域」という。)の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項
- 十 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項 (前号に掲げる事項を 除く)
- 十一 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
- 十二 保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する 事項

2 計画期間

令和2年4月1日から令和12年3月31日

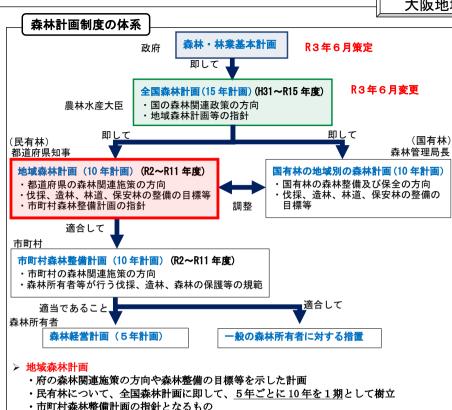
3 今回の変更の内容

- 森林区域の減少に関すること
- ・林地開発の完了に伴い森林区域が87ha減少する。(計画書P12)

• 森林区域減少地域

	所在	目的	面積(ha)
0	箕面市下止々呂美	事業所敷地の造成	5 2
2	茨木市大岩	事業所敷地の造成	3 5
		計	8 7

- ○全国森林計画の変更に関すること(計画書 P17~P34)
 - 伐採、搬出に関する事項について、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知を踏まえた方法とする。
 - ② 木材当生産機能維持増進森林の内、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定に 関することを追加する。
 - ◎ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準について追加する。
 - ◎ その他全国森林計画の変更内容に即した変更を行う。



森林・林業基本計画の基本的な方針

- 森林資源の適正な管理・利用
- ・適正な伐採と再造林の確保(林業適地)……①(写真)
- ・森林整備・治山対策による国土強靭化
- ・間伐・再造林による森林吸収量の確保強化
- 「新しい林業」に向けた取組の展開
- ・イノベーションで、伐採→再造林保育の 収支をプラス転換(エリートツリー、自動操作機械等) …②
- ・林業従事者の所得と労働安全の向上
- ・長期・持続的な林業経営体の育成
- 木材産業の国際+地場競争力の強化
 - ・生活分野での木材利用など……③
- 都市等における「第2の森林」づくり ・都市・非住宅分野等への木材利用など……④
- 新たな山村価値の創造





全国森林計画の主な変更点

- ①林地の保全に留意した適切な伐採・搬出の確保について、記述を追加
- ②木材等生産機能維持増進森林における再造林の促進について、記述を追加
- ③伐採立木材積や造林面積等の各種計画量について、見直しを実施

大阪地域森林計画の主な変更点

①林地の保全に留意した適切な伐採・搬出の確保について

●「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日2林整整第1157号)に基づいて伐採・搬出を行うよう追加 【参考】主伐時における伐採・搬出指針(主な内容)

項目	内容						
伐採方法及び	・森林所有者の再造林に向けた意識の向上を図るとともに、林地保全及び生物多様性保全の観点から、適切な						
区域の設定	伐採・更新方法等の決定や渓流沿いの保護樹帯の設定、伐区の分散等を行う						
	・集材路の線形は、極力等高線にあわせる						
集材路・土場の	・ヘアピンカーブは、地盤の安定した尾根部等に設置する						
計画及び施工	・集材路・土場は渓流から距離を置いて配置する						
	・集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるように配置する						
事業 中 佐後の敷理	・枝条・残材の有効利用や適切な整理を図るとともに、集材路・土場は、植栽や表土の埋め戻し等により						
事業実施後の整理	植生の回復を促す						

②木材等生産機能維持増進森林における再造林の促進について

● 木材生産機能維持増進森林のうち「特に効率的な施業が可能な森林」を設定するよう追加 人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うことを記載

区分	区域の設定	更新の方法
木材生産機能	・材木の生育に適した森林	植栽による確実
維持増進森林	・林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林	な更新を推進す
	・自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認	ることを基本と
今回追加	められる森林	する
、 <u>特に効率的</u>	木材生産機能維持増進森林のうち、下記を満たす森林等	人工林の皆伐
な 施 業 が	・林地生産力が高い	<u>跡地について</u>
可能な森林	・傾斜が比較的緩やか	<u>は、原則植栽に</u>
	・林道や集落からの距離が近い	<u>よる更新を行う</u>



③伐採立木材積や造林面積等の各種計画量について

● 国森林計画の各流域割当数量に則し、実績や齢級構成等府内の森林の状況を鑑み、計画量を変更する。

리 -		計	直	量		
区分	יס ^י				前半5ヶ年	
伐採材積(千㎡)	主 伐	154→ <u>160</u>				77→ <u>80</u>
造林面積(ha)	天然更新	266→ <u>160</u>				133→ <u>80</u>

※計画量は R2 年度~R11 年度までの計画量

森林区域の面積の変更

▶ 「林地開発」による開発行為完了に伴い森林区域が87ha減少した。

府内の森林面積 54.072ha → 53.985ha

	所在	目的	減少面積(ha)
1	箕面市下止々呂美	事業所敷地の造成	5 2
2	茨木市大岩	事業所敷地の造成	3 5
		計	8 7

変更後

変更前

I 計画の大綱

 $1 \sim 4$ (略)

Ⅱ計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

単位 : ha

区分	面積
総数	<u>53, 985</u>
箕面市	1, 838
茨木市	2, 484

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保 全に関する基本的な事項
- (1)森林の整備及び保全の目標 (略)
- (2)森林の整備及び保全の基本方針

①水源添養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、<u>洪水の緩和や</u>良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や府民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

②山地災害防止機能/土壤保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすお それがある森林等、土砂の流出・崩壊 その他山地災害の 防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能/土壌 保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を 推進することとする。 I 計画の大綱

 $1 \sim 4$ (略)

Ⅱ計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

単位 : ha

区分	面積
総数	54,072
箕面市	1, 890
茨木市	<u>2, 519</u>

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保 全に関する基本的な事項
- (1)森林の整備及び保全の目標 (略)
- (2) 森林の整備及び保全の基本方針

①水源添養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地 周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や府民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能 が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管 理を推進することを基本とする。

②山地災害防止機能/土壤保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林等、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能/土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や府民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等においては、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止工や土留工等の治山施設の設置を推進することを基本とする。

③④ (略)

⑤文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり 優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観 や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進 を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

⑥⑦ (略)

(3) (略)

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、森林の有する 多面的な機能の維持増進を図ることを旨とし、次の事項を 指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然条件、 森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有 無、木材需要等を勘案して<u>皆伐、択伐の別に</u>計画事項を定 めるものとする。この際、森林の生物多様性の保全、伐採 跡地の連続性の回避、伐採後の適確な更新の確保、保護樹 帯の設置等について、「主伐時における伐採・搬出指針」 (令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官 通知)を踏まえることとする。

(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針 ①皆伐

皆伐は、気候、地形、土壌等自然条件、林業技術体系等 からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や府民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等においては、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止工や土留工等の治山施設の設置を推進することを基本とする。

③④ (略)

⑤文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり 優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観 や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進 を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

⑥⑦ (略)

(3) (略)

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、森林の有する 多面的な機能の維持増進を図ることを旨とし、次の事項を 指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然条件、 森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有 無、木材需要等を勘案して計画事項を定めるものとする。

(1)立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針 ①皆伐

皆伐は、気候、地形、土壌等自然条件、林業技術体系等 からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力 が期待される森林、及び森林の有する公益的機能の発揮の 必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以 下の事項に留意のうえ実施すること。

②択伐

択伐にあたり、気候、地形、土壌等自然条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施すること。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、平均的な森林における標準的な主伐の林齢を明らかにするものであり、伐採を促すものや、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。主要樹種ごとに下表に示す林齢を基準として平均成長量が最大となる林齢に、森林の有する公益的機能、森林の構成等を勘案して定めるものとする。また、特定苗木などが調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するよう努めること。

単位:年

			樹	種		
地区	スギ	ヒノキ	マツ	その他 の 針葉樹	クヌギ	その他 の 広葉樹
大阪森林 計画区	40	45	35	45	10	15

2 造林に関する事項

(1)人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の樹種は適地適木を旨とし、造林地の気象、地 形、土壌等の自然条件や既往の植栽地の成林状況及び地利 条件、病虫獣害の被害状況等を勘案して、スギ、ヒノキ、 マツ類、クヌギ、コナラ、ケヤキ等を主体に定めるものと する。<u>また、特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉ス</u> ギなどの花粉症対策に資する苗木の導入に努めることと する。

なお、多様な森林の整備を図る観点から、画一的な樹種 の造林を促進することとならないよう留意すること。

また、風致の維持や特定の動物の採餌等のため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。あ

が期待される森林、及び森林の有する公益的機能の発揮の 必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以 下の事項に留意のうえ実施すること。

②択伐

択伐にあたり、気候、地形、土壌等自然条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施すること。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、平均的な森林における標準的な主伐の林齢を明らかにするものであり、伐採を促すものや、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。主要樹種ごとに下表に示す林齢を基準として平均成長量が最大となる林齢に、森林の有する公益的機能、森林の構成等を勘案して定めるものとする。

単位:年

			樹	種		
地区	スギ	ヒノキ	マツ	その他 の 針葉樹	クヌギ	その他 の 広葉樹
大阪森林 計画区	40	45	35	45	10	15

2 造林に関する事項

(1)人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の樹種は適地適木を旨とし、造林地の気象、地 形、土壌等の自然条件や既往の植栽地の成林状況及び地利 条件、病虫獣害の被害状況等を勘案して、スギ、ヒノキ、 マツ類、クヌギ、コナラ、ケヤキ等を主体に定めるものと する。

なお、多様な森林の整備を図る観点から、画一的な樹種 の造林を促進することとならないよう留意すること。

また、風致の維持や特定の動物の採餌等のため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。あ

らかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図るため、自然条件や地域の特性に 応じた造林方法等を勘案して、その方法を定めることとす る。人工造林における植栽本数はイ(7)人工造林の植栽 本数によるものとするが、多様な森林の整備を図る観点か ら、地域の施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数 を定めるとともに、コンテナ苗の活用及び伐採と造林の一 貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

また、複層林化や広葉樹林化を図る場合の上木の伐採後の樹間・樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や広葉樹林に係る施業体系がある場合は、それを踏まえた上で植栽本数を定めることとする。

なお、森林空間の利用や特定の動物の生息環境の維持等のため、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を定めること。また、あらかじめそのような植栽本数を適用すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で植栽本数を定めるものとする。

ウ (略)

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、<u>前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、</u>気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。市町村森林整備計画の作成にあたっては、次の事項を指針として計画事項を定めるものとする。

(3)植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

植栽により造成された森林で、周囲に種子を供給する母 樹が存在<u>しないなど</u>、天然更新が期待されない森林等につ いて、<u>適確な更新を確保すること。なお</u>、植栽によらなけ らかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。

なお、スギ苗木の選定については、少花粉スギ等の花粉 症対策品種の導入に努めることとする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図るため、自然条件や地域の特性に応じた造林方法等を勘案して、その方法を定めることとする。人工造林における植栽本数はイ(ア)人工造林の植栽本数によるものとするが、多様な森林の整備を図る観点から、地域の施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数を定めることができる。

また、複層林化や広葉樹林化を図る場合の上木の伐採後の樹間・樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や広葉樹林に係る施業体系がある場合は、それを踏まえた上で植栽本数を定めることとする。

なお、森林空間の利用や特定の動物の生息環境の維持等のため、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を定めること。また、あらかじめそのような植栽本数を適用すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で植栽本数を定めるものとする。

加えて、コンテナ苗の活用及び伐採と造林の一貫作業シ ステムの導入に努めることとする。

ウ (略)

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、 林業技術体系等からみて、主として天然力を活用すること により適確な更新が図られる森林において行うこととす る。市町村森林整備計画の作成にあたっては、次の事項を 指針として計画事項を定めるものとする。

(3)植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

植栽により造成された森林で、周囲に種子を供給する母樹が存在<u>せず</u>、天然更新が期待されない森林等について、原則として、個々にその森林を植栽によらなければ適確な

れば適確な更新が困難な森林<u>の基準は、市町村森林整備計</u> <u>画において定める</u>ものとする。

- 3 間伐及び保育に関する基本的事項
- (1)間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとすること。また、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹幹疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入を検討することとする。

樹	秳	施業体系	間	伐 時	期(年	F)
	1里	旭未平尔	初回	2 回 目	3 回目	4 回目
7	ギ	中仕立て 16		21	31	(40)
	7	密仕立て	16	20	24	
ヒノ	+	中仕立て	18	23	35	(45)
	7	密仕立て	18	23	23 29	

- 注1)() 内は長伐期大径材生産を目標とした場合
- 注2) 間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質 不良木等に偏ることなく行なうものとし、間伐率 は本数割合で2~3割程度(初回は3割程度)とす る。

(2)保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類は原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基準とし、地域における既往の保育の方法を勘案して時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとすること。

なお、市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林で、これらを早急に実施する必要のあるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を具体的に定め、積極的に推進を図るものとする。

更新が困難な森林として特定するものとする。

- 3間伐及び保育に関する基本的事項
- (1)間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとすること。また、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹幹疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。

	樹	種	施業体系	間	伐 時	期(年	F)
	凹	生		初 回	2 回目	3 回目	4 回目
	ス	ギ	中仕立て	16	21	31	(40)
		7	密仕立て	16	20	24	
	ヒノ	, L	中仕立て	18	23	35	(45)
	レノ	+	密仕立て	18	23	29	35

注1)() 内は長伐期大径材生産を目標とした場合

注2) 間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質 不良木等に偏ることなく行なうものとし、間伐率 は本数割合で2~3割程度(初回は3割程度)とす る。

(2)保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類は原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基準とし、地域における既往の保育の方法を勘案して時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとすること。

なお、市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林で、これらを早急に実施する必要のあるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を具体的に定め、積極的に推進を図るものとする。

保育の	樹									実	旅	11 7	木	齢	ì							
種類	種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1		1		1				1	1	2	2
	-										0	1		3	4	5	О	7	ð	9	0	1
下刈り	スギ	С	C	\subset	С	C	Δ	\triangle														
L VI D	ヒノキ	С	C	С	С	C	C	\triangle	Δ													
	ス																					
つる切	ギ						С	\circ	С													
b	ヒノ							С	С	C												
	キ																					
除伐	スギヒノ									←	C)—; —	C	;								
	キ																					

注1) \triangle は必要に応じて行なう。

注2)下刈りについては、作業の省力化・効率化にも留意 しつつ、適切な実施方法により行うこととし、実施 時期については目的樹種の生育状況、植生の種類及 び植生高により判断すること。

(3) (略)

- 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- (1) (略)
- (2)木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材等生産機能維持増進森林は、林木の生育状況から安定した木材生産が見込まれるとともに、林道の開設状況等から効率的な森林施業が可能な森林を対象とする。この区域のうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、「特に効率的な施業が可能な森林」の区域を設定する。なお、木材等生産機能の維持増進は、個々の公益的機能別施業森林と重複して区域を設定できるとする。ただし、重複する場合はそれぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

イ 施業の方法に関する指針

木材等生産機能維持増進森林では、森林の公益的機能の 発揮に留意しつつ一定の森林蓄積の確保を図り伐採面積 の縮小に配慮するとともに、植栽による確実な更新、保育

保育の	樹									実	旌	<u>f</u> 7	木	齢	ì							
種類	種	1	2	3	4	5	6	7	8	9			1 2	1 3	1 4	1 5	1 6	1 7	1 8	1 9	2	2
下刈り	スギヒノキ	C	C			0 0	\triangleleft \bigcirc	$\langle \rangle$														
つる切り	スギヒノキ						\bigcirc	\cup \cup	\circ	\circ												
除伐	スギヒノキ									←	C	; ←	C	;								

注) △は必要に応じて行なう。

(3) (略)

- 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- (1) (略)
- (2)木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材等生産機能維持増進森林は、林木の生育状況から 安定した木材生産が見込まれるとともに、林道の開設状況 等から効率的な森林施業が可能な森林を対象とする。な お、木材等生産機能の維持増進は、個々の公益的機能別施 業森林と重複して区域を設定できるとする。ただし、重複 する場合はそれぞれの機能の発揮に支障がないように定 めるものとする。

イ 森林施業の方法に関する指針

木材等生産機能維持増進森林では、森林の公益的機能 の発揮に留意しつつ一定の森林蓄積の確保を図り伐採面 積の縮小に配慮するとともに、植栽による確実な更新、保 及び間伐等の実施、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となることを旨として定めることとする。<u>また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採</u>後は、原則、植栽による更新を行うこととする。

(3) (略)

- 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
- (1) 林道(林業専用道を含む。以下同じ)等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の整備においては、その用途に即した適正な計画を樹立するとともに、安全性と経済性を兼ね備えた合理的なものであることを基本とし、重視すべき機能を踏まえた森林の区分ごとに、以下のとおりとする。

ア、イ(略)

ウ 木材等生産機能維持増進森林

木材等生産機能を重視する森林においては、<u>効率的な森林施業や木材の大量輸送などへの対応の視点を踏まえ</u>地域の条件に応じて、林業機械による作業システム等に最も効率的な路網整備を計画的に推進することとする。また、必要に応じて林道と森林作業道等の適切な組み合わせによる路網としての整備を推進するものとする。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

森林施業等の効率化を進めるため、傾斜等の自然条件、 施業の必要となる林分のまとまり等、地域の特性に応じ た路網を整備するとともに、高性能林業機械の導入を促 進し、これらの組み合わせにより低コストで効率的な作 業システムの構築を推進することとする。なお、傾斜に応 じた路網密度は下表を目安とする。

	作業シ	路網密度(m/ha)				
区分	ステム		基幹路網			
緩 傾 斜 地 (0°~15°)	車両系	110以上	35 以上			
中傾斜地	車両系	<u>85</u> 以上	25 以上			
$(15^{\circ} \sim 30^{\circ})$	架線系	25 以上	25 以上			
急傾斜地	車両系	60 以上	15 以上			

育及び間伐等の実施、路網整備、森林施業の集約化・機械 化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様 な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能 となる資源構成となることを旨として定めることとする。

(3) (略)

- 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
- (1) 林道(林業専用道を含む。以下同じ)等の開設及び改良 に関する基本的な考え方

林道の<u>開設</u>においては、その用途に即した適正な計画を樹立するとともに、安全性と経済性を兼ね備えた合理的なものであることを基本とし、重視すべき機能を踏まえた森林の区分ごとに、以下のとおりとする。

ア、イ(略)

ウ 木材等生産機能維持増進森林

木材等生産機能を重視する森林においては、<u>森林施業の</u>
<u>効率を向上させるため、</u>地域の条件に応じて、林業機械による作業システム等に最も効率的な路網整備を計画的に推進することとする。また、必要に応じて林道と森林作業道等の適切な組み合わせによる路網としての整備を推進するものとする。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

森林施業等の効率化を進めるため、傾斜等の自然条件、 施業の必要となる林分のまとまり等、地域の特性に応じた 路網を整備するとともに、高性能林業機械の導入を促進 し、これらの組み合わせにより低コストで効率的な作業シ ステムの構築を推進することとする。なお、傾斜に応じた 路網密度は下表を目安とする。

区分	作業シ	路網密度(m/ha)					
四方	ステム		基幹路網				
緩 傾 斜 地 (0°~15°)	車両系	<u>100</u> 以上	35 以上				
中傾斜地	車両系	<u>75</u> 以上	25 以上				
(15° ~30°)	架線系	25 以上	25 以上				
急傾斜地	車両系	60 以上	15 以上				

$(30^{\circ} \sim 35^{\circ})$	架線系	<u>20</u> 以上	15 以上
急峻地 (35°~)	架線系	5 以上	5以上

- (3)~(4) (略)
- (5) 林産物の搬出方法等
- ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、適切な搬出方法を定めることとする。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森 林の所在及びその搬出方法

アを踏まえ、制限林以外の森林であって、地形、地質、 土壌等の関係から判断して搬出方法を特定しなければ土 砂の流出又は崩壊等を引き起こす恐れがあり、森林の更新 に支障を生ずると認められるものについて定めることと する。

- 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項 (1)、(2)(略)
- (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係 の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的評価の促進 などによる処遇の改善など、林業に従事する者の養成及 び確保について定めることとする。

また、長期にわたり持続的な経営を実現できる経営感覚に優れた林業経営体及び林業事業体の育成に向けて、 ICTを活用した生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化などによる経営基盤や経営力の強化を一体的かつ総合的に促進する。

ア 森林組合の育成

地域の森林整備の中核的な担い手である森林組合を育成するため、組織体制の充実・経営基盤等の強化を図る。 イ 林業後継者の育成、確保

大阪府林業労働力確保支援センターを林業担い手育成・ 確保の中核として位置付け、雇用管理の改善や新規就労の 円滑化、基幹的林業労働者の養成に努める。そのため、社 会保険等への加入促進、労働安全衛生の確保等就労条件の 改善を図り新規就労者を促進するとともに、林業従事者に

$(30^{\circ} \sim 35^{\circ})$	架線系	<u>15</u> 以上	15 以上
急峻地 (35°~)	架線系	5 以上	5以上

(3)~(4) (略)

(5) <u>更新を確保するための</u>林産物の搬出方法<u>を特定する森</u> 林の所在及びその搬出方法

特になし

- 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
- (1)、(2)(略)
- (3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 森林組合の育成

地域の森林整備の中核的な担い手である森林組合を育成するため、組織体制の充実・経営基盤等の強化を図る。 イ 林業後継者の育成、確保

大阪府林業労働力確保支援センターを林業担い手育成・ 確保の中核として位置付け、雇用管理の改善や新規就労の 円滑化、基幹的林業労働者の養成に努める。そのため、社 会保険等への加入促進、労働安全衛生の確保等就労条件の 改善を図り新規就労者を促進するとともに、林業従事者に 対する技術研修等を実施し、技能の向上に努める。

(4)作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

小規模林業経営が中心で、急峻な地形が大部分を占める本府においては、大型の高性能林業機械の導入は困難である。そのため、素材生産システムは、チェーンソー(伐木・造材)、グラップル(木寄)、フォワーダ(集材)によるものを主とし、路網が整備されているなど、条件が整っている地域では、ハーベスタ等の高性能林業機械の導入を検討する。また、作業システムの効率の向上を図るため、さらに対応した路網整備を推進する。

(5) (6) (略)

第4 森林の保全に関する事項

- 1 森林の土地の保全に関する事項
- (1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地 形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林 の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に 勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、 土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又 は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すこと のないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の 防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のため の森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

太陽光発電施設の設置に当たっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮すること。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に 留意すべき森林の地区

森林の施業及び土地の形質の変更にあたっ

対する技術研修等を実施し、技能の向上に努める。

(4)作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

小規模林業経営が中心で、急峻な地形が大部分を占める本府においては、大型の高性能機械の導入は困難である。そのため、素材生産システムは、チェーンソー(伐木・造材)、グラップル(木寄)、フォワーダ(集材)によるものを主とし、路網が整備されているなど、条件が整っている地域では、ハーベスタ等の高性能林業機械の導入を検討する。また、作業システムの効率の向上を図るため、さらに対応した路網整備を推進する。

(5) (6) (略)

第4 森林の保全に関する事項

- 1 森林の土地の保全に関する事項
- (1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地 形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林 の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に 勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、 土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又 は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すこと のないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の 防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のため の森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業及び土地の形質の変更にあたっ

て、水源瀬養、土砂の流出や崩壊の防止等の機能面から、特に林地の保全上留意すべき森林は下表のとおりとする。なお、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林及び保安施設地区を含む。

単位:ha

所 在		元体	留意すべき	備考
市町村	地 区	面積	事項	
総数		<u>30, 590</u>		
千早赤阪村	$2 \sim 24$		水源涵養	
	31~33、	0.050	山地災害	
	$35 \sim 55$	<u>2, 352</u>	防止	
	58、59、 <u>63</u>			

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

第3の5(5)ア林産物の搬出方法等を踏まえ、制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の自然条件から 判断して搬出方法を特定しなければ、土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の保全に支障が生ずると認められるものを定めることとする。

(4) (略)

- 2 保安施設に関する事項等
- (1)保安施設の整備に関する事項

保安林の配備については、水源かん養保安林、土砂流 出防備保安林、保健保安林等の指定に重点をおいて計画 的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見 直し、森林保全に努めることとする。また、治山事業につ いては、<u>災害の発生形態の変化などを勘案し、</u>府民の安 全・安心を確保する観点から、<u>災害に強い地域づくりに関</u> する取組を事前防災・減災の考え方に立って実施するこ と。具体的には、保安林の整備、渓間工、山腹工等の治山 施設の整備を計画的に推進する。<u>その際、流域治水の取組</u> と連携した浸透・保水機能の維持・向上や、流木災害リス クを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置、渓流域での 危険木の伐採などについても実施すること。なお、必要に 応じて、在来種による緑化や野生生物に配慮した治山施 設の設置等生物多様性の保全に努める。

(2) (3) (略)

3~4 (略)

て、水源涵養、土砂の流出や崩壊の防止等の機能面から、特に林地の保全上留意すべき森林は下表のとおりとする。なお、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林及び保安施設地区を含む。

単位: ha

所	在		元 年	留意すべき	備考
市町村	地	区	面積	事項	
総 数			<u>30, 557</u>		
千早赤阪村	$2 \sim 24$			水源涵養	
	$31 \sim 33$		2, 319	山地災害	
	$35 \sim 55$		<u>2, 319</u>	防止	
	58,59				

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

特になし

(4) (略)

- 2 保安施設に関する事項等
- (1)保安施設の整備に関する事項

保安林の配備については、水源かん養保安林、土砂流出 防備保安林、保健保安林等の指定に重点をおいて計画的に 推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、 森林保全に努めることとする。また、治山事業については、 府民の安全・安心を確保する観点から、<u>緊急かつ計画的な</u> 治山事業の実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽 並びに本数調整伐等の保安林の整備及びに渓間工、山腹工 等の治山施設の整備を計画的に推進する。なお、必要に応 じて、在来種による緑化や野生生物に配慮した治山施設の 設置等生物多様性の保全に努める。

(2) (3) (略)

 $3 \sim 4$ (略)

第5(略)

第6 計画量等

1 伐採立木材積

本計画の伐採(主伐・間伐)立木材積は下表の とおりとする。

単位: 千m3

		総	数		Ė	三 伐		F	引 化	戈
	ナ ハ	総数	針	広	総数	針	広	総	針	広
	区分		葉	葉		葉	葉	数	葉	葉
			樹	樹		樹	樹		樹	樹
	総数	330	319	<u>11</u>	160	149	<u>11</u>	170	170	0
	前半5ヵ年の計画量	<u>165</u>	<u>159</u>	<u>6</u>	<u>80</u>	<u>74</u>	<u>6</u>	85	85	0

2 (略)

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

本計画の人工造林、天然更新の造林面積、育成複 層林導入面積は下表のとおりとする。

単位: ha

区分	人工造林	天然更新
総数	960	<u>160</u>
前半5ヵ年の計画量	480	<u>80</u>

第5 (略)

第6 計画量等

1 伐採立木材積

本計画の伐採(主伐・間伐)立木材積は下表の とおりとする。

単位: 千m3

	総	数		主	: 伐	Ì	間	f f	戈
巨八	総数	針	広	総	針	広	総	針	広
区分		葉	葉	数	葉	葉	数	葉	葉
		樹	樹		樹	樹		樹	樹
総数	324	314	10	154	144	10	170	170	0
前半5ヵ年の計画量	162	<u>157</u>	<u>5</u>	<u>77</u>	72	<u>5</u>	85	85	0

2 (略)

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

本計画の人工造林、天然更新の造林面積、育成複 層林導入面積は下表のとおりとする。

単位: ha

区分	人工造林	天然更新
総数	960	<u>266</u>
前半5ヵ年の計画量	480	<u>133</u>

(案)

大阪地域森林計画書

(大阪森林計画区)

計画期間

自 2020年(令和 2 年) 4月 1日 至 2030年(令和 12年) 3月 31日

第1回変更 令和 3年 3月 12 日作成 第2回変更 令和 年 月 日作成

大 阪 府

目次

	計	画事項	11
第	1	計画の対象とする森林の区域	12
第	£ 2	森林の整備及び保全に関する基本的な事項	14
	1	森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	14
		(1)森林の整備及び保全の目標	14
		(2)森林の整備及び保全の基本方針	14
		(3)計画期間において到達すべき森林資源の状態等	16
	2	その他必要な事項	16
3		森林の整備に関する事項	17
	1	森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	17
		(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針	17
		(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	18
		(3) その他必要な事項	18
	2	造林に関する事項	19
		(1)人工造林に関する指針	19
		(2)天然更新に関する指針	20
		(3)植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	21
		(4) その他必要な事項	21
	3	間伐及び保育に関する基本的事項	21
		(1)間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	21
		(2)保育の標準的な方法に関する指針	22
		(3) その他必要な事項	22
	4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	23
		(1)公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針	23
		(2)木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法	去に関
		する指針	24
		(3) その他必要な事項	25
	5	林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	25
		(1) 林道(林業専用道を含む。以下同じ)等の開設及び改良に関する基本的な考え方	25
		(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	25
		(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方	26
		(4)路網の規格・構造についての基本的な考え方	26
		(5) 更新を確保するための林産物の搬出方法等を特定する森林の所在及びその搬出方法	26
		(6)その他必要な事項	26
	6	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化	こ関す
	る	事項	26

		(1)森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関	目す
		る方針	.26
		(2)森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	.27
		(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	.27
		(4)作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	.27
		(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	.27
		(6) その他必要な事項	.28
第4		森林の保全に関する事項	.29
	1	森林の土地の保全に関する事項	.29
		(1)土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	.29
		(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	.29
		(3)森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	.31
		(4)その他必要な事項	.31
	2	保安施設に関する事項等	.31
		(1)保安施設の整備に関する事項	.31
		(2)特定保安林の整備に関する事項	.32
		(3)その他必要な事項	.32
	3	鳥獣害の防止に関する事項	.32
		(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	.32
		(2)その他必要な事項	.32
	4	森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	.33
		(1) 森林病害虫等の森林被害対策の方針	.33
		(2)鳥獣害対策の方針 (3に掲げる事項を除く)	.33
		(3) 林野火災の予防の方針	.33
		(4) 放置竹林の対策の方針	.33
		(5) その他必要な事項	.33
第	6	計画量等	.34
	1	伐採立木材積	.34
	2		
	3	人工造林及び天然更新別の造林面積	.34

Ⅱ 計画事項

Ⅱ計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

区分	面積	
総数	54, 072 <u>53, 985</u>	単位 : h a
豊中市	2	河内長野市 7,309
池田市	543	松原市 -
箕面市	<u>1,890 </u>	羽曳野市 247
豊能町	2, 188	藤井寺市 -
能勢町	7, 666	大阪狭山市 -
吹田市	2	太子町 515
高槻市	4, 476	河南町 1,205
茨木市	2, 519 <u>2, 484</u>	千早赤阪村 2,960
摂津市	_	堺市 393
島本町	971	岸和田市 1,859
守口市	_	泉大津市 -
枚方市	444	貝塚市 1,767
八尾市	482	泉佐野市 1,979
寝屋川市	9	和泉市 2,924
大東市	282	高石市 0
柏原市	717	泉南市 2,227
門真市	_	阪南市 1,686
東大阪市	1,008	忠岡町 -
四條畷市	734	熊取町 439
交野市	961	田尻町 -
大阪市	_	岬町 3,419
富田林市	249	

注) 0は四捨五入による

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

- 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
 - (1) 森林の整備及び保全の目標

①水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林を目標とする。

②山地災害防止機能/土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林を目標とする。

③快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っている等遮蔽能力が高く防音、防風機能の高い森林や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林を目標とする。

④保健・レクリエーション機能

身近な自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に 憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設 が整備されている森林を目標とする。

⑤文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林を目標とする。

⑥生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の 生物が生育・生息する渓畔林や里山林等を目標とする。

⑦木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成 長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林を目標とする。

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

①水源添養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び渓流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を

図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、<u>洪水の緩和や</u>良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や府民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林 の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

②山地災害防止機能/土壤保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林等、土砂の流出・ 崩壊、土砂の崩壊の防備 その他山地災害の防備を図る必要のある森林には、山地災害防止 機能/土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、 林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や府民の ニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。集落等に近接する山地災 害の発生の危険性が高い地域等においては、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮される よう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定 等を図る必要がある場合には、谷止工や土留工等の治山施設の設置を推進することを基本 とする。

③快適環境形成機能

府民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する 森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効 果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する こととする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

④保健・レクリエーション機能

観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林 公園等の施設を伴う森林、府民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエー ション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、府民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や府民のニーズ等に 応じ広葉樹の導入を図る等の多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のため の保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

⑤文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林 は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林 として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、 風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。

⑥生物多様性保全機能

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。常に変わりうる森林生態系は、ある一定の地域においてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されている。特に、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林や里山林等の森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物の移動のための緑の回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

⑦木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持 増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備や森林作業道等の開設等の基盤整備を推進することを基本とする。

(3)計画期間において到達すべき森林資源の状態等

区	分	現況	計画期末
	育成単層林	26, 352	26, 349
面積(ha)	育成複層林	535	607
	天然生林	24, 549	24, 480
森林蓄积	漬(m³/ha)	154	173

2 その他必要な事項

該当なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

市町村森林整備計画の策定にあたっては、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨とし、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材需要等を勘案して<u>皆伐、択伐の別に</u>計画事項を定めるものとする。<u>この際、森林の生物多様性の保全、伐採跡地の連続性の回避、伐採後の適確な更新の確保、保護樹帯の設置等について、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえることとする。</u>

(1) 立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針

①皆伐

皆伐は、気候、地形、土壌等自然条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽 更新により高い林地生産力が期待される森林、及び森林の有する公益的機能の発揮の必要 性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施すること。 ア 皆伐を行うにあたっては、自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏ま え、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮し、適確な更新を図るも

の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置するものとする。 イ 実施時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏ま

え、多様化、長期化を図ることとし、生産目標に応じた林齢で伐採するものとする。

のとすること。また、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の諸被害の防止及び風致

ウ伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新を図るため、 適地適木を旨として気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものと する。また、ぼう芽による更新を行う場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要 に応じ芽かき、植込みを行うものとする。特に、伐採後に適確な更新が行われていな い伐採跡地については、その早急な更新を図るものとする。

エ 皆伐後、天然更新を行う場合は、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、ぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため11月~3月の間に伐採するものとする。

②択伐

択伐にあたり、気候、地形、土壌等自然条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持 増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施すること。

ア 複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然条件を踏まえ、森林を構成している

樹種、林分構造等を勘案して行うものとする。

- イ 天然下種等による更新が確実な森林で行うものとし、伐採にあたっては森林生産力 及び公益的機能の増進が図られる適正な林分構造に誘導することとする。
- ウ 一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が 30%以下で実施するものとする。
- ③育成林の主伐は樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うものとし、主伐 の時期は下表を目安として定めるものとすること。

	標準的	な施業	体 系	主伐時期の目安				
樹種	生産目標	仕立方法	期待径級 (cm)	(年)				
	小丸太	密仕立	16	30				
スギ	一般建築材	中仕立	24	40				
	造作材	中仕立	32	70				
٠, ١, ١,	心持柱材	密仕立	20	45				
ヒノキ	造作材	中仕立	34	80				
マツ	一般材	中仕立	26	35				

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

標準伐期齢は、平均的な森林における標準的な主伐の林齢を明らかにするものであり、伐 採を促すものや、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。主要 樹種ごとに下表に示す林齢を基準として平均成長量が最大となる林齢に、森林の有する公益 的機能、森林の構成等を勘案して定めるものとする。<u>また、特定苗木などが調達可能な地域</u> では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するよう努めること。

単位:年

			樹	種		
地区	スギ	ヒノキ	マツ	その他の 針葉樹	クヌギ	その他の 広葉樹
大阪森林 計画区	40	45	35	45	10	15

(3) その他必要な事項 該当なし

2 造林に関する事項

(1)人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の 必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将 来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として、市町村内の気候、地形、 土壌等の自然条件、森林資源の構成、地域における造林種苗の需給動向、森林に対する社会 的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して計画事項を定めるものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の樹種は適地適木を旨とし、造林地の気象、地形、土壌等の自然条件や既往の 植栽地の成林状況及び地利条件、病虫獣害の被害状況等を勘案して、スギ、ヒノキ、マツ 類、クヌギ、コナラ、ケヤキ等を主体に定めるものとする。<u>また、特定苗木などの成長に</u> 優れた苗木や少花粉スギなどの花粉症対策に資する苗木の導入に努めることとする。

なお、多様な森林の整備を図る観点から、画一的な樹種の造林を促進することとならないよう留意すること。

また、風致の維持や特定の動物の採餌等のため、標準的な樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。

なお、スギ苗木の選定については、少花粉スギ等の花粉症対策品種の導入に努めること とする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図るため、自然条件や地域の特性に応じた造林方法等を勘案して、その方法を定めることとする。人工造林における植栽本数はイ(ア)人工造林の植栽本数によるものとするが、多様な森林の整備を図る観点から、地域の施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数を定めることができるとともに、コンテナ苗の活用及び伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

また、複層林化や広葉樹林化を図る場合の上木の伐採後の樹間・樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や広葉樹林に係る施業体系がある場合は、それを踏まえた上で植栽本数を定めることとする。

なお、森林空間の利用や特定の動物の生息環境の維持等のため、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を定めること。また、あらかじめそのような植栽本数を適用すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で植栽本数を定めるものとする。

加えて、コンテナ苗の活用及び伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

(ア) 人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、下表の植栽本数を標準として、既往の植栽本数を勘 案して仕立て方法別に定めるものとする。

単位:本/ha

樹種	仕立て方法	植栽本数
スギ	密仕立て	4,000
^ +	中仕立て	3,000
2. 3.3-	密仕立て	4,000
ヒノキ	中仕立て	3, 000

(イ) 人工造林の標準的な方法の指針

①地拵えの方法

植栽を容易にするため、伐採跡の枝条等を整理する。枝条等の量が多い場合には 必要に応じて棚積み等の処理を行うものとする。

②植栽方法

植え穴は十分大きく掘るとともに、根が広がるように植え付け、踏み付けを行い 活着率の向上を図る。また、苗木は林地に均一に植え付けるものとする。

③植栽時期

植栽は春先に行うものとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽をすることとする。それ以外の森林及び択伐による伐採に係るものについては、伐採年度の翌年度の初日から起算して5年以内に植栽することとする。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、<u>前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、</u>気候、地形、土 壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更 新が図られる森林において行うこととする。市町村森林整備計画の作成にあたっては、次の 事項を指針として計画事項を定めるものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新補助作業の対象樹種は、スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、コナラ等を主体に選 定する。ただし、スギ、ヒノキは択伐に限る。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

森林生産力の維持増進を図るため、ぼう芽により更新を行う林分にあっては、原則として標準伐期齢未満の伐採は避けること。更新は、周辺の草丈以上の更新樹種の本数が、概

ね下表に示す本数以上で完了しているものとする。なお、林床の状況等から天然稚樹の発生・生育が不十分な箇所については、必要に応じて地表処理、刈出し、植え込み等の更新補助作業を行うこと。

期待成立本数	立木度	更新完了の基準となる本数
10,000 本/ha	3	3,000 本/ha

- ①かきおこし、枝条整理等の地表処理の作業は、下層植生や粗腐植の堆積等により天然 下種更新が阻害されている箇所について行うこと。
- ②刈出しは、天然稚樹が下層植生により生育が阻害されている箇所について行うこと。
- ③植え込みは、天然下種更新の不十分な箇所に行い、その本数は、天然稚樹等の有無及 びその配置状況等を勘案して決定する。
- ④ぼう芽による更新を行う場合には、目的樹種のぼう芽の発生状況等を勘案して決定するものとし、伐採後2~3年内に優勢なぼう芽を3本程度残すよう芽欠きを行うこと。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

天然更新によるものについては、伐採年度の翌年度の初日から起算して5年以内に、更新状況の確認を行うことにより更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図るものとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

植栽により造成された森林で、周囲に種子を供給する母樹が存在<u>しないなどせず</u>、天然 更新が期待されない森林等について、<u>適確な更新を確保すること。なお、原則として、個々</u> にその森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林<u>の基準は、市町村森林整備計画</u> において定めるとして特定するものとする。

(4) その他必要な事項

特になし

3 間伐及び保育に関する基本的事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、次の事項を指針として市町村内の気候、地形、土壌 等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、既往の施業体系、間伐、保育の実施 状況等を勘案して計画事項を定めるものとする。

(1)間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す 内容を基礎とし、既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、 繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとすること。また、 間伐率については、材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日 から起算しておおむね5年後において、その森林の樹幹疎密度が 10分の8以上に回復する ことが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。<u>施業の省力化・効率化の観点か</u>ら、列状間伐の導入を検討することとする。

樹種	施業体系		間伐時	期 (年)	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	旭未平示	初回	2回目	3 回 目	4回目
スギ	中仕立て	16	21	31	(40)
7 4	密仕立て	16	20	24	
ヒノキ	中仕立て	18	23	35	(45)
	密仕立て	18	23	29	35

- 注1) () 内は長伐期大径材生産を目標とした場合
- 注2)間伐木の選定は林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行なうものと し、間伐率は本数割合で2~3割程度(初回は3割程度)とする。

(2)保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類は原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、森林の立木の生育の促進及び林 分の健全化を図るため、下表に示す内容を基準とし、地域における既往の保育の方法を勘案 して時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとすること。

なお、市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林で、これらを早急に実施する必要のあるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を具体的に定め、積極的に推進を図るものとする。

旧本の種類	 4 24	衽										実力	包材	卡齢									
保育の種類	樹	種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
下刈り	ス	ギ	0	0	0	0	0	Δ	Δ														
[N] Y	ヒノ	ノキ	0	0	0	0	0	0	Δ	\triangle													
O Z HII N	ス	ギ						0	0	0													
つる切り	ヒノ	ノキ							0	0	\bigcirc												
104	ス	ギ									←	\bigcirc	\rightarrow										
除伐	ヒノ	ノキ											←	\circ	\rightarrow								

- 注1) \triangle は必要に応じて行なう。
- 注2) 下刈りについては、作業の省力化・効率化にも留意しつつ、適切な実施方法により行うこととし、実施時期については目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により 判断すること。
- (3) その他必要な事項 該当なし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林とは、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域とし、「水源涵養機能維持増進森林」、「山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」、「保健機能維持増進森林」の区域について設定する。また、「木材等生産機能維持増進森林」については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとする。なお、個々の公益的機能別施業森林と木材等生産機能維持増進森林は、重複して区分を設定できるものとする。

公益的機能別施業森林及び木材等生産機能維持増進森林の区域、施業の方法については、市 町村森林整備計画において定めるものとする。

(1)公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針ア 区域の設定の基準に関する指針

① 水源涵養機能維持増進森林

水源涵養機能維持増進森林は、原則として水源涵養機能の必要性が高い森林や、水源 かん養保安林を有する森林とする。具体的には、地域の用水源として重要なため池、ダ ムや主要河川等の上流に位置する森林とする。

② 山地災害防止機能/土壤保全機能維持増進森林

山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林は、原則として山地災害防止機能の必要性の高い森林や、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林を有する森林とする。具体的には、地形として傾斜が急であり山腹の凹曲部等水の集中流下する森林や市街地、集落、道路等の施設に近接し急峻な地形を有する森林とする。

③ 快適環境形成機能維持増進森林

快適環境形成機能を高度に発揮することが求められている森林について個々の森林の自然条件、林況、地域の要請等を踏まえて定めることを基本とする。原則として、集落等の周辺に位置し、大気浄化、防音、防風等の必要性がある森林を快適環境形成機能維持増進森林とする。

④ 保健機能維持増進森林

保健機能維持増進森林は、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性機能を高度に発揮することが求められる森林について定めることを基本として、個々の森林の自然条件、林況、地域の要請等を踏まえて定めるものとする。原則として、自然公園区域、府民の森、市町村民の森、史跡・名勝等が所在する森林、貴重な植物・動物が生息する森林等を対象とする。

イ 森林施業の方法に関する指針

各公益的機能別施業森林の施業方法は下記によるほか、特に公益的機能の発揮を図る 森林については択伐による複層林施業を行う。

① 水源涵養機能維持増進森林

伐期の延長を推進する施業及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、適正な 森林の立木蓄積を維持しつつ、根系の発達を確保することを旨として定めるものとする。

② 山地災害防止機能/土壤保全機能維持増進森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること、また、複層林施業により一定の蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、十分な根系の発達を確保することを旨として定めるものとする。

③ 快適環境形成機能維持増進森林、保健機能維持増進森林

長伐期施業により伐採面積の縮小・分散を図ること、また、複層林施業により一定の蓄積の確保を図る伐採管理を行うことを基本とし、自然景観の維持向上等個々の森林に対する要請に応じた適切な施業の方法を定めるものとする。なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林においては、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うこととする。

(2)木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材等生産機能維持増進森林は、林木の生育状況から安定した木材生産が見込まれるとともに、林道の開設状況等から効率的な森林施業が可能な森林を対象とする。<u>この区域のうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、「特に効率的な施業が可能な森林」の区域を設定する。</u>なお、木材等生産機能の維持増進は、個々の公益的機能別施業森林と重複して区域を設定できるとする。ただし、重複する場合はそれぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

イ 森林施業の方法に関する指針

木材等生産機能維持増進森林では、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ一定の森林蓄積の確保を図り伐採面積の縮小に配慮するとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となることを旨として定めることとする。また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととする。

(3) その他必要な事項 該当なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道(林業専用道を含む。以下同じ)等の開設及び改良に関する基本的な考え方 林道の整備開設においては、その用途に即した適正な計画を樹立するとともに、安全性と 経済性を兼ね備えた合理的なものであることを基本とし、重視すべき機能を踏まえた森林の 区分ごとに、以下のとおりとする。

ア 水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止機能/土砂流出防止維持増進森林

水源涵養機能等の維持向上のため積極的な施業を実施すべき森林においては、路網の整備を推進することとするが、急傾斜地等崩壊の危険性が高い箇所を回避する等、現地の地形、地質に即した線形、構造となるよう留意する。また、排水施設の整備に努めるとともに、運搬車両の通行に必要な最小限の幅員に抑制する等の取り組みを行うものとする。

イ 快適環境形成機能維持増進森林、保健機能維持増進森林

行楽や学びの場として利用する森林、生物多様性を保全する森林等においては、利用者の利便性確保の観点に加え、景観や生物多様性の保全に配慮した線形、構造、施設を選択するものとする。

ウ 木材等生産機能維持増進森林

木材等生産機能を重視する森林においては、森林施業の効率を向上させるため、効率的な森林施業や木材の大量輸送などへの対応の視点を踏まえ、地域の条件に応じて、林業機械による作業システム等に最も効率的な路網整備を計画的に推進することとする。また、必要に応じて林道と森林作業道等の適切な組み合わせによる路網としての整備を推進するものとする。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 森林施業等の効率化を進めるため、傾斜等の自然条件、施業の必要となる林分のまとまり 等、地域の特性に応じた路網を整備するとともに、高性能林業機械の導入を促進し、これら の組み合わせにより低コストで効率的な作業システムの構築を推進することとする。なお、 傾斜に応じた路網密度は下表を目安とする。

区分	作業システム	路網密	度(m/ha)
四	11・未ンペノム		基幹路網
緩傾斜地(0°~15°)	車両系	<u>110</u> 100 以上	35 以上
中傾斜地(15°~30°)	車両系	<u>85</u> 75 以上	25 以上
円傾耕地 (15 ∼30)	架線系	25 以上	25 以上

急傾斜地(30°~35°)	車両系	60 以上	15 以上
	架線系	<u>20</u> 15 以上	15 以上
急峻地 (35°~)	架線系	5以上	5以上

- (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方 林地の傾斜や搬出方法に応じた路網と林業機械化の組み合わせにより、施業が必要な分散 した林分の集約化を図り、低コスト化を推進する区域を路網整備等推進区域とする。
- (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、林道規程、林業専用道作設指針及び森林 作業道作設指針を基本に路網を作設する。

(5) 更新を確保するための林産物の搬出方法等を特定する森林の所在及びその搬出方法特になし

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和 3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、適切な搬出方法を定め ることとする。

<u>イ</u> 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 アを踏まえ、制限林以外の森林であって、地形、地質、土壌等の関係から判断して搬出 方法を特定しなければ土砂の流出又は崩壊等を引き起こす恐れがあり、森林の更新に支障 を生ずると認められるものについて定めることとする。

(6) その他必要な事項

土場、作業施設等、林産物の搬出、造林・保育その他施業の効率化を図る施設整備を路網整備と併せて推進する。また、林産物の搬出にあたっては、立木竹及び下層植生の保持に努め、地表を損傷しないよう十分留意するものとする。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化 に関する事項

府、市町村、森林管理局、森林組合、木材関連事業体等川上から川下までが一体となり、国有林と民有林の緊密な連携を保ちながら、流域林業の活性化、林業の担い手育成・確保、林業機械化の推進、府内産材の流通加工体制の整備等、生産、流通及び加工における条件整備を次のとおり計画的かつ総合的に推進する。

(1)森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

森林所有者の高齢化や所有規模の零細化が進む中、森林施業プランナーの育成確保を図り、 施業提案を通じて森林所有者等から森林経営に意欲のある林業事業体等への長期の受委託 を推進するとともに、地域関係者が集まる協議会の開催等を通じて森林施業の共同化に向けた普及活動を推進する。また、これらと併せて、高性能林業機械の導入、林内路網の適正な整備を通じて、団地化・集約化による効率的な森林施業の実行確保と経費の低コスト化を図り、計画的・安定的な木材供給体制の確立と森林の適正な管理を推進する。

(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理(自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。)を森林所有者自らが実行できない場合には、市町村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進する。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

通年雇用化や社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能な どの客観的評価の促進などによる処遇の改善など、林業に従事する者の養成及び確保につ いて定めることとする。

また、長期にわたり持続的な経営を実現できる経営感覚に優れた林業経営体及び林業事業体の育成に向けて、ICTを活用した生産管理手法の導入や事業量の安定的確保、生産性の向上など事業の合理化などによる経営基盤や経営力の強化を一体的かつ総合的に促進する。

ア 森林組合の育成

地域の森林整備の中核的な担い手である森林組合を育成するため、組織体制の充実・経 営基盤等の強化を図る。

イ 林業後継者の育成、確保

大阪府林業労働力確保支援センターを林業担い手育成・確保の中核として位置付け、雇用管理の改善や新規就労の円滑化、基幹的林業労働者の養成に努める。そのため、社会保険等への加入促進、労働安全衛生の確保等就労条件の改善を図り新規就労者を促進するとともに、林業従事者に対する技術研修等を実施し、技能の向上に努める。

(4)作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

小規模林業経営が中心で、急峻な地形が大部分を占める本府においては、大型の高性能<mark>林</mark>業機械の導入は困難である。そのため、素材生産システムは、チェーンソー(伐木・造材)、グラップル(木寄)、フォワーダ(集材)によるものを主とし、路網が整備されているなど、条件が整っている地域では、ハーベスタ等の高性能林業機械の導入を検討する。また、作業システムの効率の向上を図るため、さらに対応した路網整備を推進する。

(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

消費地に近接するという特性を活かし、原木市場を核に、府内素材の集荷基地としての機

能を強化する。また、府内の森林資源や木材産業の実態から見て、今後とも広域的大量流通よりむしろ、小ロットでも消費者ニーズの多様化に柔軟に対応することが可能な産業としての展開が望まれることから、木材加工施設を核に公共事業における土木資材の供給はもとより、工務店と連携しながら住宅部材を供給する等活用可能な分野を開拓していく。

(6) その他必要な事項

特になし

第4 森林の保全に関する事項

- 1 森林の土地の保全に関する事項
 - (1)土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。また、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

太陽光発電施設の設置に当たっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透 能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運 用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施などに配慮すること。

(2) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業及び土地の形質の変更にあたって、水源涵養、土砂の流出や崩壊の防止等の機能面から、特に林地の保全上留意すべき森林は下表のとおりとする。なお、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林及び保安施設地区を含む。

単位: ha

j	所 在	面積	留意すべき事項	備考
市町村	地 区	шу		
総数		30, 557		
		<u>30, 590</u>		
能勢町	$1, 2, 4 \sim 6, 8 \sim 10, 12,$			
	$14 \sim 16,21 \sim 25,29,30,32,$			
	$34,35 \sim 38,39 \ \text{tl} \sim 41,45,$	4, 361		
	$46,48 \sim 51,55,59 \sim 61,63,$		水源涵養	
	80~82,88~93		山地災害防止	
豊能町	$1, 4 \sim 7, 11, 15, 16, 19,$	1 150		
	$22 \sim 24, 26, 30 \sim 32, 37, 38$	1, 159		
箕面市	$11 \sim 13,15 \text{ V} \sim 17,28,33,$	250		
	36、37	679		
池田市	11,15	132		

茨木市	1,9,10,12,13,16,18~			
V/\/\	20, 28, 35, 38, 39, 46, 50	1, 032		
	20, 20, 33, 36, 33, 40, 30	1, 002		
 高槻市	10 10, 11, 15, 16, 19, 20, 23,			
	28、29 ろ、37、38、42~46、48			
	~50,52,58,60,66,71,73,	1, 954		
	74,76,77,81~83,85,86,			
	90,92			
島本町	6,9,12,13~15	275		
枚方市	4 、8	85		
交野市	$1 \sim 3$, $5 \sim 13, 15 \sim 17$,	700		
	20,21	786		
四條畷市	$7 \sim 9,13,14$	337		
大東市	$1 \sim 4$	159		
東大阪市	1~4,6,11~13	704		
八尾市	$1 \sim 4$, 7, 8	385		
柏原市	1,2,11,12	200		
太子町	11~16	288		
河南町	3~17、19、20、24 ろ、27	5 0.4		
		734	水源涵養	
千早赤阪村	$2 \sim 24,31 \sim 33,$	2, 319	山地災害防止	
	35~55、58、59、 <u>63</u>	<u>2, 352</u>		
河内長野市	長野4、5、6			
	川上4~31い、32~34			
	天見3~6、8~16、18~28	F 779		
	加賀田3~16、18	5, 778		
	高向3、4、6~19、21、24、			
	25,30,35~46			
和泉市	南松尾 2ろ、2は、7、8			
	い、8ろ			
	横山4~8、10~12、13ろ	1,709		
	~20,22~24	1, 109		
	南横山6、8、9、11~17、			
	23,27~29			
岸和田市	$2 \sim 4$, $7 \sim 13$, $15 \sim 17$,			
	$19,23 \ 5 \sim 27,29,31 \sim 36,$	1, 393		
	38			

貝塚市	$2 \sim 4$, 6, $9 \sim 19,21 \sim$ $23,25,28,31 \sim 34,41 \sim 43,$ 46	1, 170		
泉佐野市	$9 \sim 21, 24, 26, 29, 30, 33,$ $35, 36, 41 \sim 43, 48$	1, 085		
熊取町	3 ろ~6、9、11	292		
泉南市	信達 15、20、21、23、25~29、 35、40~42 い、44、45、48、51 新家 3~8、10	1, 199	水源涵養	
阪南市	東鳥取2、3、8、9~12、 15、16、18 南海1、5、15、17、18、19	808	山地災害防止	
帅甲 田丁	$3 \sim 5, 13, 17 \sim 19, 32 \sim$ $36, 38, 40, 43 \sim 46, 48 \sim 50,$ $57, 61, 62, 71 \sim 77$	1,534		

ア 森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

第2の1に掲げる水源涵養機能及び山地災害防止機能/土壌保全防止機能を特に高度 に発揮させる必要のある森林、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保 安林及び保安施設地区とする。

イ 留意すべき事項

山地災害の防止、水源涵養等の林地の有する公益的機能の維持向上を図るため、1 に定める森林整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項に配慮し、治山事業の実施、保安林の指定及びその適正な管理並びに適切な施業の実施により林地の保全を図る。

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法 特になし

第3の5(5)ア林産物の搬出方法等を踏まえ、制限林以外の森林であって、地形、地質、 土壌等の自然条件から判断して搬出方法を特定しなければ、土砂の流出又は崩壊を引き起 こすおそれがあり、林地の保全に支障が生ずると認められるものを定めることとする。

(4)その他必要な事項

特になし

2 保安施設に関する事項等

(1)保安施設の整備に関する事項

保安林の配備については、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定

に重点をおいて計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、森林保全に努めることとする。また、治山事業については、<u>災害の発生形態の変化などを勘案し、</u>府民の安全・安心を確保する観点から、緊急かつ計画的な治山事業の実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽並びに本数調整伐等の災害に強い地域づくりに関する取組を事前防災・減災の考え方に立って実施すること。具体的には、保安林の整備、及びに渓間工、山腹工等の治山施設の整備を計画的に推進する。<u>その際、流域治水の取組と連携した浸透・保水機能の維持・向上や、流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置、渓流域での危険木の伐採などについても実施すること。</u>なお、必要に応じて、在来種による緑化や野生生物に配慮した治山施設の設置等生物多様性の保全に努める。

(2)特定保安林の整備に関する事項

特定の目的に即して機能していないと認められる保安林については、特定保安林に指定し、 要整備森林として森林施業を推進することにより、機能の維持の回復・増進を図る。

(3) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、保安林台帳の整備等及び標識の設置等を適正に行う ものとする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針 ア 区域設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカを対象として区域を設定する。なお、地域の実情に応じて、必要があればその他の鳥獣についても、上記の基準に基づいて区域を設定するものとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有することと考えられる 方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めるものとする。

(2) その他必要な事項

鳥獣害防止対策の実施状況については、対策実施者からの速やかな報告や、適宜行う森林 パトロール、必要に応じて実施する森林所有者等からの情報収集等を通じて確認を行うもの とする。

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病害虫等の森林被害対策の方針

森林病害虫等の森林被害発生に対し、森林病害虫等防除事業等を活用し、予防、早期駆除に努める。特に、ナラ枯れ被害については、森林パトロール等を通じた早期発見により適切な措置を行うとともに、特に歩道沿いや人家裏など、人的被害の恐れのある箇所を優先して対策を実施する。

また、被害を受けにくい健全な森づくりを目指し、高齢木や大径木の伐採を進めることで 森林の更新を図る。

(2) 鳥獣害対策の方針 (3 に掲げる事項を除く)

3(1)アに定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域以外の対象 鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との 連携を図りつつ、関係行政機関、森林組合等と協力して防除活動等を総合的かつ効率的に推 進する。

(3) 林野火災の予防の方針

森林のレクリエーション利用者等の増大に伴う森林火災の未然防止を図るため、森林パトロールの実施による入山者に対する指導や普及啓発活動等を行う。また、火災発生時に備えて初期消火器材の配置等を行い、被害の軽減等を講じる。また、森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこと。

(4) 放置竹林の対策の方針

近年、里山林や人工造林地などに竹が侵入し、従来の植生を破壊するなど、森林の持つ多面的機能や生物多様性の低下、山腹崩壊等を引き起こす放置竹林の拡大が問題となっている。 放置竹林の拡大を防ぐため、アドプトフォレスト制度等を活用し企業、NPO等による竹林整備を促進するとともに、竹資源の新たな活用策について検討するなど、利用促進に努める。

(5) その他必要な事項

府内に自然環境保全指導員を配置し、入山者に対する指導や巡視等の森林パトロールを実施し、適切な森林保全管理に努める。

第6 計画量等

1 伐採立木材積

本計画の伐採(主伐・間伐)立木材積は下表のとおりとする。

単位: 千m3

F /\			総数		主伐		間 伐			
	区分	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
	総数	324	314	10	154	144	10	170	170	0
		<u>330</u>	<u>319</u>	<u>11</u>	<u>160</u>	<u>149</u>	<u>11</u>	170	170	0
	前半5ヵ年 の計画量	162	157	5	77	72	-5-	0.5	0.5	0
	の計画量	<u>165</u>	<u>159</u>	<u>6</u>	<u>80</u>	<u>74</u>	<u>6</u>	85	85	0

2 間伐面積

本計画の間伐面積は下表のとおりとする。

単位 面積:ha

区分	間伐面積
総数	2, 833
前半5ヵ年の計画量	1, 416

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

本計画の人工造林、天然更新の造林面積、育成複層林導入面積は下表のとおりとする。

単位: ha

区分	人工造林	天然更新
総数	960	266
		<u>160</u>
前半5ヵ年の計画量	480	133
		<u>80</u>

単位: ha

育成複層林導入面積		72
育成単層林→育成複層林		3
内訳 一	天 然 林→育成複層林	69